

2017（平成29）年度 社会福祉法人共働福祉会 法人事業計画

○はじめに

平成29年度、いよいよ社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、社会福祉法人の制度改革がスタートする。まずは掲げられている項目 ①経営組織のガバナンスの強化 ②事業運営の透明性の向上 ③財務規律の強化 ④地域における公益的な取組の実施 に基づき、着実な事業運営を行っていく。

今年度も昨年度に引き続き障害者に対する事件・虐待が後を絶たず、権利擁護についてあらためて考えさせられた。そしてサービスに対する給付金の不正受給なども度々新聞紙面上を賑わせ、一般的に見て不信感が拭いきれない福祉サービス事業ではあったといえる。よって私たちは業界の一員として今一度気を引きしめ、また共働福祉会として利用者と共に歩みながら、自信をもって福祉サービス事業における役割を果たすことが求められている。

○利用者への処遇

今年度の職場内研修において「障害者差別解消法における合理的配慮」について学習する機会を設けた。次年度は学びを実践する年と位置付け、利用者支援において今まで継続的にしてきたことをあらためて見つめ直し、また職員は自分自身あるいは同僚の支援を様々な角度から確認し合うことでより利用者本位の業務が遂行できると考える。

○職員体制

両施設開設11年目にして職員数50名超の法人となる。中堅職員も揃い、職員体制に厚みがでてきたといえる。よってさらに専門性を活かし且つ信頼をしていただける支援が行えるよう各種資格取得、研修・講演会への参加を継続的に促す。

全体的には若手への人材育成による職員意識の底上げ、そして各事業の運営目的、個々の利用者、ご家族、関係者のニーズに沿った支援が行えるように各職員が力をつけ、自分で決める業務目標達成に向けて取り組んでいく。

処遇部分に関しては、福祉・介護職員処遇改善加算の率の見直しを行うことに伴い、キャリアパス要件の確立を図り昇給の仕組みを整備した。これらを活かし、個々のモチベーションアップに結びつけていくようとする。

○中期的事業計画

久松共働センター

今年度、念願であった隣接地を取得することができた。今後はこの土地における社会福祉事業の拡大を図ることが課せられた責務である。福山市とも十分に協議をした上で計画を遂行していく必要があるが、現段階の案として、住まいの場としてグループホーム、短期入所 活動の場として生活介護、放課後等デイサービス そして公共の場として地域交流スペースを設ける構想である。事業開始までの流れとして、まずは2019年度までに具体案を固め、2020年度着工、2021年度完成・事業開始の運びを描いている。

直近の課題として、就労継続支援B型における自主製品づくり “染め工房 S T

ORY”の事業安定、将来的な独立ならびに店舗運営が挙げられる。現在は既存の建物内的一角で製品づくりを行っているため、大胆な動きがとれていない状況である。土地の取得も叶ったことから、今年度まずプレハブを導入し、その中で思いきった活動を行い結果に結びつくよう利用者、職員共に期待している。

福山共働センター

建物増設から丸5年が経過。利用者数も年々増加し、既存の建物では手狭になってしまったといえる。よって、隣接地の入手、旧館の解体によりスペースを確保した上での事業計画が求められる。現時点の構想として、生活介護事業の拡張、放課後等デイサービス事業の開始、また調理室も含めた食事場所の開設などが挙げられている。いずれにしてもそれぞれの事業所また各事業の特色を発揮しながら、求められている期待に沿えるよう努めていく。

○先般、就労継続支援A型事業における運用の見直し、放課後等デイサービス事業における職員配置の見直しが公表された。基本条件をクリアし且つ加算条件に見合った事業所には手厚い報酬を、逆に基本条件すら満たすことのできない事業所に対しては減算がなされるものであり、翌々年度に控えた報酬改定ではこの他事業においても同様の条件が出されることが十分に考えられる。そのため運営の適正化はもちろんのこと、充実した利用者数、職員体制、支援体制を確立させることにより、法人として安定的な事業運営を継続していく。

次年度も役職員一体となり事業計画の実現に向けて邁進してまいります。

1. 法人が行う事業

(1) 事業種別

(ア) 第2種社会福祉事業

(2) 種類及び名称

- (ア) 久松共働センター 就労継続支援 B型
- (イ) 久松共働センター 生活介護
- (ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業
- (エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業
- (オ) 放課後等デイサービス サニーふれいす
- (カ) 福山共働センター 就労継続支援 B型
- (キ) 福山共働センター 生活介護
- (ク) 福山共働センター 就労移行支援

(3) 管理者

戸田 榮次 以下5事業所管轄

- (ア) 久松共働センター 就労継続支援 B型
- (イ) 久松共働センター 生活介護
- (ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業
- (エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業
- (オ) 放課後等デイサービス サニーふれいす

井原 俊博 以下3事業所管轄

- (カ) 福山共働センター 就労継続支援 B型
- (キ) 福山共働センター 生活介護
- (ク) 福山共働センター 就労移行支援

(4) 所在地

福山市久松台3丁目1番39号

2. 役員・評議員の状況

(役員)

理事長	江草 要
理 事	江草 要 戸田 榮次 中澤 則之 瀧口 清美 小迫 紀澄 戸田 清二
監 事	江草 寛幸 江草 克己

※役員の任期は、平成 28 年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとする。それ以降は、同評議委員会において承認された役員がその時点から就任することとなる。また直後に行われる予定の理事会において新理事の中から理事長の選任・承認を行う。

(評議員)

野村 守
広川 昌彦
三島 麗子
高橋 宏治
品川 裕見子
丸尾 富美子
藤原 大輔

3. 行事等実施計画

平成 29 年	5 月	理事会の開催
	6 月	評議員会の開催
		理事会の開催
	11 月	監事等研修会
	12 月	理事会の開催
		役員・評議員懇親会
平成 30 年	3 月	理事等研修会
		理事会の開催